官　庁　報　告

官　庁　事　項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十二年八月十九日　外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、死刑、無期又は長期二年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、平成二十二年七月二十三日、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年九月二十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	住所（旅券申請上の本籍）	返納すべき旅券		返納理由
		番号（発行年月日）	名義人	
國生　遼也（昭和二年九月六日）	東京都豊島区南池袋三丁目十一番八号	T二一六〇六一九（平成十二年四月九日）	國生　遼也	平成二十二年七月八日、伊賀簡易裁判所において詐欺被疑者として逮捕状が発付されたため。
百海　孝正（昭和三十六年十月五日）	北海道大府市中央二丁目一番地の一	M〇六五一一〇（平成四年一月十日）	百海　孝正	平成二十二年五月二十一日、伊賀簡易裁判所において詐欺被疑者として逮捕状が発付されたため。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年八月五日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十二年八月十九日　国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	高槻市古曽部町三丁目地区画地確定図 高槻市古曽部町三丁目地区調査簿

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の確定測量図 和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の調査簿

公　告

諸　事　項

工場財団

群馬県前橋市飯土井町426番地の２**群馬牛乳協業組合**の工場財団に、群馬県前橋市飯土井町426番地の２群馬牛乳協業組合工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年８月19日　前橋地方法務局

前払式証票発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式証票発行保証金規則（平成２年法務省・大蔵省令第１号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社キンカ堂
２．代表者の氏名　代表取締役　野萩　　康
３．住所　東京都豊島区南池袋三丁目11番８号
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　100,000,000円
⑵　権利の実行に係る申出等の総額　32,407,000円
⑶　配当の割合　100%

※配当に当たっては、前払式証票発行保証金規則第17条第２項の規定により、還付手続きに要した費用についての負担がある。

平成22年８月19日

関東財務局長　森川　卓也

前払式証票発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社キンカ堂
２．代表者の氏名　代表取締役　野萩　　康
３．住所　東京都豊島区南池袋三丁目11番８号
４．権利の実行の対象となる発行保証金の額　100,000,000円
５．意見聴取会の期日
平成22年９月９日（木）午前11時
６．意見聴取会の場所
東京都文京区湯島四丁目６番地15
関東財務局東京財務事務所会議室
７．上記の者の発行保証金について権利の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式証票発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成22年８月19日

関東財務局長　森川　卓也

登録包括信用購入あっせん業者の登録の取消しについて

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）附則第５条第17項において準用する割賦販売法（昭和36年法律第159号）第34条の２第２項に基づき、下記のとおり登録包括信用購入あっせん業者の登録の取消しを行ったので、割賦販売法第35条の３で準用する第24条に基づき下記のとおり公示する。

平成22年８月19日　東北経済産業局長　豊國　浩治

記

１．事業者の名称　株式会社コマレオ
２．代表者の氏名　代表取締役　駒形　吉弘
３．本社の所在地　山形県米沢市金池２丁目１番21号
４．処分の年月日　平成22年８月９日
５．処分の内容　登録包括信用購入あっせん業者の登録の取消し（平成22年８月11日から発効）
６．処分の理由
株式会社コマレオは平成21年12月１日から平成22年５月31日までに、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第５条第14項に基づく申請書を東北経済産業局長又は経済産業大臣に提出しなかったため。